

◇ 判例研究 ◇

刑事判例研究37

コンテナ倉庫が刑法（令和4年法律第67号による改正前のもの）130条にいう「建造物」に当たるとされた事例

（最高裁令和7年10月21日第三小法廷決定 刑集79巻7号403頁）

刑事判例研究会
冠 野 つ ぐ み*

I 事案の概要等¹⁾

本事案は、被告人が、奥行き約12.4m、幅約2.4m、高さ約2.88mの鉄製コンテナ倉庫（以下、「本件コンテナ倉庫」）内に不法に侵入した事案である。弁護人は、本件コンテナ倉庫は基礎打ちがされていないものであって、土地に定着しているとはいえないから、刑法130条にいう「建造物」に当たらないと主張した。第1審判決は、この弁護人の主張を排斥して建造物侵入罪を認め、控訴審の原判決も第1審判決を是認した。被告人は、これを不服として、上告した。

被告人には、令和5年4月20日頃から同年6月4日頃までの間に、6件の犯罪事実が認定された。「建造物」性が争われたのは、そのうち、令和5

* かの・つぐみ 立命館大学衣笠総合研究機構法政基盤研究センター客員研究員
世界人権問題研究センター専任研究員

1) 最決令和7・10・21 LLI/BD L08010086参照。

年 6 月 4 日頃、被告人が、窃盗の目的で、K 会社 L 所長 M が看守する給油所東側に設置されたコンテナ倉庫に出入口の施錠を解いて侵入し、N ほか 1 名所有のホイール付きタイヤ（計約 13 万 2,768 円相当）を窃取したという公訴事実第 6 に当たるものである。

本事案の第一審である旭川地裁²⁾は、検察官の主張を認め、公訴事実をすべて認定し、建造物侵入罪および窃盗罪により、被告人に懲役 2 年 6 月を言い渡した。

これに対して、被告人の弁護人が控訴した。

弁護人の主張は以下のものである。「原判決は、原判示第 6 の事実として、被告人が北海道砂川市内のコンテナ倉庫に侵入し、ホイール付きタイヤ 8 本を窃取したという事実を認定し、これが建造物侵入罪及び窃盗罪に該当するとしているところ、コンテナ倉庫は、土地に定着しておらず、建造物に当たらないのに、原判決はこれを建造物としてそこに侵入した行為につき刑法 130 条前段を適用しており、判決に影響する法令適用の誤りがある。」と。そのほか、被告人を懲役 2 年 6 月に処した原判決の量刑が重過ぎるという量刑不当の主張もしている。

控訴審の札幌高裁³⁾は、弁護人の控訴を棄却した。控訴趣意に対する回答は以下である。「当審における事実取調べの結果も踏まえ検討すると、原判示第 6 のコンテナ倉庫は、奥行き 1240cm、幅 240cm、高さ 288cm と大型のものであり、同コンテナ倉庫の看守者によれば、顧客からタイヤを預かり保管するサービスを始めたことをきっかけに令和元年 7 月 11 日に設置され、それ以降場所を移動させたことはないし、給油所が存続する限り、移動させる予定はなく、仮に移動させようとする場合には、専門業者に依頼

2) 旭川地判令和 5・12・21 刑集 79 卷 7 号 408 頁。

3) 札幌高判令和 6・4・18 刑集 79 卷 7 号 411 頁。

する必要があるというのであり、現に多数のタイヤ等が保管されていたのであるから、倉庫として継続的に使用され、随時かつ任意に移動できないもので、今後も移動の予定はないものと解される上、同コンテナ倉庫内には電気業者に依頼して設置した電灯設備があり、電気は電柱から電線で引いているともいうのであるから、その形態及び使用の実態に照らすと、社会通念上、同コンテナ倉庫は、土地に定着しているというべきであって、刑法130条前段の『建造物』に当たると認められ、原判決の法令の適用に誤りはない。』。その他、量刑不当の訴えについても、これを斥けている。

弁護人は、これに対して、ふたたび、本件コンテナ倉庫は、土地に定着していないから刑法130条にいう「建造物」に当たらないなど主張して、上告した。そのうち、法令違反の主張の要点は以下のとおりである。

原判決がコンテナ倉庫を刑法130条前段の「建造物」であるとして建造物侵入罪の成立を認めた点につき、『『建造物』とは屋根を有し、柱や壁に支えられて土地に定着し、人の起居出入に適した構造を持った工作物で、住居、邸宅以外のものを指し、本件コンテナ倉庫には屋根や壁は一応認められるが、柱や壁に支えられて土地に定着しているとはまではいえないので『建造物』ではない。』「この点について原判決は、本件コンテナ倉庫が倉庫として継続的に使用され、随時かつ任意に移動できないもので、今後も移動の予定はないこと、コンテナ倉庫内に電灯設備があり、電気は電柱から引いていることから、その形態及び使用の実態に照らすと、社会通念上、本件コンテナ倉庫は、土地に定着しているというべきであって刑法130条前段の『建造物』に当たるとした。』。

「しかし、本件コンテナ倉庫が随時かつ任意に移動できないのは、単にその重量によるところが大きく、わざわざ基礎を打って土地に定着させているわけではない。本件コンテナ倉庫は、専門業者に頼まなければ移動させることができない代物であるとしても、コンテナ倉庫という性質上、困難かどうかに関係なく移動は可能であるし、将来的に予定されている。コンテナとは、貨物を入れて輸送するための入れ物をいい、本件ではそれを便

宜上倉庫として使用しているに過ぎない。『土地に定着』という文言からは土地と工作物との客観的、物理的な結びつきが必要と解すべきで、利用方法や電灯設備の設置は定着とは無関係と考えるのが妥当である。そもそも、コンテナ倉庫の利用方法、移動の困難性、電灯設備の設置は、控訴審になって初めて明らかになったのであって、一審は問題にしていなかったため、それを理由に定着性を肯定するのは不合理である。」。

「一審判示第2及び第3においても、被告人はコンテナ内に保管されていたタイヤを盗んでいるが、建造物侵入では起訴されていない。当該コンテナは、奥行き6.3メートル、幅2.4メートル、高さ2.57メートルあり、……素人目に見ても専門業者に頼まなければ移動させることができないと思われるし、被害会社の経営者は、会社を始めてからタイヤ等の保管のために設置し、廃業でもない限り移動させる予定もなかったと思われる。本件コンテナ倉庫と殆ど事情が同じであるにもかかわらず、建造物侵入で起訴されていないのは当該コンテナが『建造物』ではないからにほかならず、本件コンテナ倉庫についても同様に判断されるべきである。一審判示第6についてのみ土地の定着性を肯定し、建造物侵入罪を成立させるのは恣意的な判断であるし、公平でもない。」。

Ⅱ 決 定 要 旨

本決定は、上告趣意を不適法とした上、次のような職権判断を示して、上告を棄却した。「原判決の認定及び記録によれば、本件コンテナ倉庫は、奥行き約1240cm、幅約240cm、高さ約288cmの大きさの鉄製コンテナが土地上に設置されたものであり、設置されて以降3年10か月以上の間、移動されることなく、電気を電柱から電線で引き込んでタイヤ等を保管する倉庫として継続的に使用されていたというものである。以上の事実関係の下では、本件コンテナ倉庫は、移動が容易でなく土地に置かれて継続的に使用される物であり、その形態及び使用の実態に照らし、社会通念上土地に定

コンテナ倉庫が刑法（令和4年法律第67号による改正前のもの）130条にいう「建造物」に当たるとされた事例（冠野）

着しているといえるから、上記改正前の刑法130条にいう『建造物』に当たるといふべきである。基礎が打たれていないこと等の所論が指摘する事情は、本件コンテナ倉庫が上記『建造物』に当たるとを否定すべきものとは認められない。したがって、被告人について、建造物侵入罪の成立を認めた第1審判決を是認した原判決の判断は正当である。』。

Ⅲ 研 究

1 問題の所在

本事案では、刑法第130条における建造物侵入罪につき、土地に固定されていない本件コンテナ倉庫が「建造物」に当たるか否かが問題となった。建造物侵入罪の客体である「建造物」とは、大審院時代から、一般に、屋蓋を有し、壁や柱で支えられて土地に定着し、人の起居出入りに適した構造をもった工作物をいうと定義されており⁴⁾、刑法第130条にいう「建造物」は、そのうち住居と邸宅を除いたものを意味すると解されてきた⁵⁾。建造物侵入罪の成否が争われた従来の事例では、主に、屋蓋・壁の有無、人の起居出入りに適しているかなど、建物の構造が争われてきた。これに対して本事案では、地面に置かれた巨大コンテナ倉庫と敷地との間の「土地への定着性」が争われたのである。

2 本決定の射程

管見の限り、従来の裁判例において、建造物の「土地への定着性」が争われた事例は見当たらない。本決定は、コンテナ倉庫の使用が近年問題となっている背景に鑑み、長期間継続使用されており移動が容易でないコン

4) 大判大正3・6・20録20輯1300頁。

5) 毛利晴光「住居を侵す罪」大塚仁＝河上和雄＝中山善房＝古田佑紀（編）『大コンメンタール刑法 第三版 第7巻〔第108条～第147条〕』（青林書院、2014年）293頁によれば、官公署の庁舎、学校、工場、事務所、社寺、倉庫、物置小屋等がこれに当たるとされる。

テナ倉庫を専ら念頭に置いて判断したものとみられる。本事案における争点は、従来の事例が扱ってきたものには含まれないが、囲繞地を「建造物」の対象に含めるとした裁判例と同様の「建造物」の概念拡大が見られる。もっとも、本事案の判示は「決定」であって、被告人側の上告を棄却したにとどまることから、既存の建造物概念を変更するものではなく、本件コンテナ倉庫についてのみ、具体的事情のもとで建造物性を肯定したと解される。したがって本決定の射程は、容易に移動し難く、長期間継続利用され、管理されているコンテナ倉庫のみに及ぶことには注意を要する。

3 従来の裁判例に「土地の定着性」が問題となった事例が散見されないこと

従来の裁判例によれば、「建造物」とは、屋蓋を有し、壁や柱で支えられて土地に定着し、人の起居出入りに適した構造をもった工作物をいう⁶⁾。建造物侵入罪にいう「建造物」とは、一般に、このようなものから住居と邸宅を除いたものである。従来の裁判例では、建造物そのものへの侵入のみならず、その周辺部分への立入りについても、刑法第130条の「建造物」に当たることが争われてきた。その肯定事例としては、駅ホームを駅舎の一部とした事例⁷⁾、「太陽の塔」の「黄金の顔」を塔全体の一部とした事例⁸⁾、警察署の塀を庁舎利用のための工作物として建造物の一部とした事例⁹⁾などが存在する。他方、「建造物」に当たらないとした否定事例としては、「原爆ドーム」につき、人の起居出入りを本来的に予定していないとして建造物性を否定した事案がある¹⁰⁾。しかしながら、過去の裁判例には、「土地の定着性」が争われた事例は、散見されない。

なお、従来の裁判例は、建造物の一部への侵入にも、とりわけ囲繞地に

6) 大塚ほか(編)・前掲注(5) 293頁。

7) 福岡高判昭和41・4・9 高集19巻3号270頁。

8) 大阪高判昭和49・9・10 刑裁月報6巻9号945頁。

9) 最決平成21・7・31 刑集63巻6号590頁。もっとも、当該事案の第一審は、塀自体は建造物でなく、囲繞地にも当たらないとして、建造物侵入罪の成立を否定していた。

10) 広島地判昭和51・12・1 刑裁月報8巻11=12号517頁。

関して、建造物侵入罪を肯定する方向にある。裁判例は、囲繞地を建造物侵入罪の客体に含め得るとし、個々の事案において、囲障設備の有無、程度により、囲繞地性を判断する。しかし学説においては、建造物それ自体への侵入だけでなくその周辺部分への侵入にも建造物侵入罪を問うことは「建造物」概念の拡張であるとの批判があり、説得的である¹¹⁾。この批判には、建造物侵入罪は、私的生活空間への違法な侵入からの保護を目的とするが、管理権者の意思に反する立入り、あるいは不穏な立入りがあれば本罪が直ちに成立するのではないとの指摘が含まれる。

また、単なる無断の立入りには、（例えば、軽犯罪法、鉄道営業法などの）刑法以外の法規定も置かれているのであるから、これらの保護範囲との区別を保つべきであろう。「建造物」概念を拡張して、人の管理する空間への立入りすべてに建造物侵入罪が認められることになれば、これらの法規定との境界が消滅しかねない。

これらの点を考慮すれば、本事案におけるコンテナ倉庫への侵入に建造物侵入罪を認めるかについても、慎重な判断を要することは当然である。

4 土地の定着性がなくても建造物侵入罪を肯定し得るか？

——艦船、鉄道車両との対比¹²⁾

刑法第130条の客体は、人の住居または人の看守する邸宅、建造物または艦船である。艦船とは軍艦および船舶をいう。艦船は海上に浮いており、「土地への定着」を有しない。艦船が刑法上保護される理由は、立法資料によれば、舟夫一家の生活の本拠と見られるものがあり、当然、住居と解さ

11) 植松正『再訂 刑法概説Ⅱ各論』（勁草書房、1979年）322頁-323頁、松宮孝明「校庭への立ち入りと建造物侵入罪」立命館法学239号（1995年）162頁、同「建造物を囲む塀に登る行為と建造物侵入罪」法学セミナー659号（2009年）127頁。

12) 鉄道営業法の解説につき、和田俊憲「注釈 鉄道営業法罰則」慶應法学40号（2018年）229頁-264頁参照。その他、江藤隆之「立ち入りを禁じる特別刑法と刑法130条——軽犯罪法、鉄道営業法、新幹線特例法、刑事特別法——」桃山法学25号（2015年）1頁以下を参照。

れ得るためである¹³⁾。したがって、艦船は住居と同様の私的生活空間と見られ、刑法上の保護の対象とされている。しかしここで、文言上、艦船が独立に規定された点は、重要である。立法者は、艦船を「邸宅」と言うのは疑いがあるとし¹⁴⁾、語意を区別している。

次に、鉄道車両に関して見ると、鉄道車両は建造物侵入罪の対象には含まれず、鉄道営業法の対象となる。鉄道営業法の適用範囲の及ぶ鉄道の意義につき、レールを敷設し、その上に動力を用いて車両を運行させて、旅客、荷物を運送する設備をいうとされる¹⁵⁾。この定義によれば、浮上式鉄道リニアモーターカーの捕捉が困難であるところ、鉄道営業法第1条の委任を受けた省令は、土地に定着しない浮上式鉄道等を含む特殊鉄道をも適用対象としている¹⁶⁾。また、個別規定において、鉄道営業法第37条は、鉄道車両への侵入に関し、鉄道地内立入罪を定める¹⁷⁾。当該規定に加えて、上述の立法資料によれば、建造物というには土地に接合していることを要し、車両は建造物とはいえないと説明されている¹⁸⁾。

上によれば、土地に定着しない移動可能空間につき、刑法第130条にいう艦船は住居・建造物とあえて区別して規定され、鉄道車両も建造物に含まれない。刑法上の処罰を与えるには、「土地への定着性」が求められ、これを欠く場合、刑法第130条にいう建造物侵入罪は肯定し難いと思われる。本決定の態度も、「本件コンテナ倉庫は、移動が容易でなく土地に置かれて継

13) 田中正身『改正刑法釋義下巻』(信山社、1994年) 419頁。

14) 田中・前掲注 (13) 419頁。

15) 原田國男「鉄道営業法 注解特別刑法2 交通編 (2) I」平野龍一＝佐々木史朗＝藤永幸治(編)『注解特別刑法2 交通編 (2)』(青林書院、1983年) 4頁。

16) 平成13年国土交通省令151号第120条は、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道などを特殊鉄道とし、鉄道概念を一定拡張させている。

17) 鉄道営業法(第三十七条)停車場其ノ他鉄道地内ニ妄ニ立入リタル者ハ科料ニ処ス。原田・前掲注(15) 79頁によれば、ここにいう「鉄道地内」とは、鉄道が所有または管理する用地または地域のうち、停車場、線路、列車、踏切、橋梁、ずい道などのように直接鉄道の運送業務に使用されるものおよび駅前広場のようにこれと密接不可分の利用関係にあるものをいう。

18) 田中・前掲注 (13) 422頁。

コンテナ倉庫が刑法（令和4年法律第67号による改正前のもの）130条にいう「建造物」に当たるとされた事例（冠野）

続的に使用される物であり、その形態及び使用の実態に照らし、社会通念上土地に定着している」としており、「土地への定着性」を緩やかに解するものの、これ自体を不要とはしていない。

5 本決定についての検討

(1) 本件コンテナ倉庫を「建造物」といえるか

本決定において問題となったコンテナ倉庫の特徴は、敷地との間に基礎打ちがされていないことである。すなわち本件コンテナ倉庫は、一見すると、地面の上に置かれている設置物である。「コンテナ」とは、本来、貨物を移送するための入れ物や箱を指す。本件コンテナ倉庫は、その文言から「建造物」と評価できるように見えず、基礎打ちがされていないことから「土地への定着性」がなく、ゆえに建造物に当たらないのでないかとの疑問が生じる。

本決定において、本件コンテナ倉庫は、①サイズが巨大で容易に移動できないこと、②長期間、土地に設置され、簡単には移動できず、かつ移動させる予定もなかったこと、③電気を電柱から引き込んでタイヤの保管倉庫として継続的に使用されていたこと、という3点の理由に基づき、「その形態及び使用の実態に基づく社会通念上の観点」から、土地に定着しており、ゆえに「建造物」に当たると認定された。ここでは、従来事例のような「建造物の構造」の検討に基づいてでなく、社会通念上という理由から建造物性が肯定されている。本決定においては、「土地への定着性」は字義という地面との接着ではなく、形態および使用実態から説明される。この点については、地面の上に継続的に置かれている設置物を、それが長期に及び移動の可能性がなさそうなことを理由に「建造物」と解することは、文言を超えた解釈であり、建造物概念の過度な拡大ではないか懸念がある¹⁹⁾。

19) 本決定の判例評釈である齊藤彰子「刑法130条にいう『建造物』の要件としての『土地に定着し』の意義（最決令和7・10・21）」法学教室546号（2026年）118頁は、建物が土地に恒久・堅牢に固定されていなくても、また一時的な使用であっても、その使用方法および

なお、本決定が本件コンテナ倉庫に建造物性を認め、建造物侵入罪を肯定した背景として、本件と同様のコンテナ倉庫の設置及びその取扱いが社会的問題となっていることに関連すると推測される²⁰⁾。

(2) 土地の定着性およびその程度

前述のように、艦船および鉄道車両は「土地への定着性」を欠き、刑法第130条の建造物侵入罪の客体に含まれないと解される。本事案におけるコンテナ倉庫は、移動を予定せず長期間にわたって継続使用していることから「建造物」と認められたと思われるが、本件コンテナ倉庫はあくまで「倉庫として利用しているコンテナ」であって、「地面に建てられた通常の倉庫」とは全く異なるものであり、これを「建造物」とするのは、語義を離れた理解の疑いがある。

もっとも、本決定は、「土地への定着性」を不要とするわけではない。本件コンテナ倉庫は土地に定着しているとした上で、少なくとも、倉庫と地面との間の基礎打ちを不要と判断し、また、人の管理の及ぶ形態を保って長期間使用を続ければ、「土地の上に置き続けている」状態でも、これが肯定されると判断した。ゆえにここで生じているのは、「土地への定着性」という文言の意味の揺らぎである。本事案については、本件コンテナ倉庫への侵入行為は、建造物侵入罪ではなく、軽犯罪法第1条32号（「入ることを禁じた場所」）の違反にとどまるのでないかと思われる。

管理方法に鑑みて、侵入から保護すべきとする。しかし、当該建造物の客体の検討を先に行わずに侵入があれば建造物侵入罪が成立し得るとするのでは、刑法第130条の成立範囲の過度な拡大につながると思われる。

- 20) 本決定の判断の背景として、刑法以外の法規においてコンテナ倉庫がどのように扱われているのかに関し、建築基準法2条1号は「建築物」に倉庫を挙げ、国土交通省による「コンテナを利用した建築物の取扱いについて」(平成16年12月6日付け国住指第2174号)建設省住宅局建築指導課長通達は、「随時かつ任意に移動できないコンテナ」を「建築物」とみており、本決定は、この判断を考慮している可能性がある。ここで、国土交通省は、建築物が土地に定着していることは当然の前提としているが、どの程度の定着具合をもって「定着した」と言えるのかは必ずしも明らかではない。

コンテナ倉庫が刑法（令和4年法律第67号による改正前のもの）130条にいう「建造物」に当たるとされた事例（冠野）

本決定は、「土地への定着性」を不要とするのではなく、むしろ「土地への定着性」があるものとして扱い、建造物性を肯定している。しかし、「土地への定着性」があることの理由付けを、社会通念の観点から説明するにとどまり、どの程度土地に固定されていれば定着しているといえるかの検討は欠ける。また、一口に建造物といっても、その状態は様々に想定できる。そうであるなら、「土地への定着性」につき、どのような態様で地面に固定されていれば肯定できるのかの一般基準を検討するべきであったように思われる。もっとも、本決定より以前に「土地への定着性」を争ったケースが見当たらないことを考慮すると、本決定が少なくとも「基礎打ち」は不要としたことはひとつの態度決定であり、今後、「土地への定着性」が問題となる場合に、固定の程度を検討する際の素材となると予想される。

6 本決定の意義

本決定が、「土地への定着性」を建造物性の認定に際して維持しつつも、これをかなり緩やかに解したことは、実務への大きな影響を及ぼし得るものと思われる。また本決定は、「土地への定着性」の程度についての具体的な検討を行っていないが、少なくとも「基礎打ち」は不要との立場を示している。もっとも、本件の第2および第3の事実のコンテナには建造物侵入罪としての起訴は見送られている。この両者の間に、「土地への定着性」についての重要な区別基準があるのかもしれない。これにより、コンテナ倉庫と地面がどの程度接着していれば「定着」しているといえるかにつき、今後、活発な議論が起きるものと思われる。

* なお、本決定の評釈として、以下のものがある。

齊藤彰子「刑法130条にいう『建造物』の要件としての『土地に定着し』の意義（最決令和7・10・21）」法学教室546号（2026年）118頁、前田雅英「コンテナと建造物侵入罪～最高裁第三小法廷令和7年10月21日判決～」《WLJ判例コラム》第368号

なお、校正時に、佐藤輝幸「建造物侵入罪における『建造物』の意義 最高裁令和 7 年10月21日第三小法廷決定」ジュリスト臨時増刊1623号 (2026) 126頁に接した。